

岐阜県バイオコークス普及推進研究会 設置要綱

第1 趣旨

国の示す2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入・利用を促進していくことが肝要である。

一方、木くずや牛ふん堆肥などあらゆる有機物を原材料として利用できるバイオコークスは、新たなバイオマス燃料としての活用が期待される。

そこで、バイオコークスの普及促進に向けた安定供給体制の構築を支援するとともに、その生産～消費プロセスを通じた地域課題の解決及びまちづくりの在り方を研究・検討するため、「岐阜県バイオコークス普及推進研究会」を設置する。

第2 名称

本研究会の名称は、「岐阜県バイオコークス普及推進研究会」とする。

第3 目的

「バイオコークスがつなぐ、循環と共生のまちづくり」の実現を理念とし、以下の事項について対応策を研究・検討する。

1 地域資源の有効活用による循環型社会の構築

木くずや牛ふん堆肥など、農山村地域にあふれるモノをバイオコークスの原材料として製造し、供給・消費することで、地域内でのエネルギー循環を促進する。

バイオコークスの生産消費サイクルの中で生まれる地域との関わりを活かした、地域課題の解決及びまちづくりの在り方を研究・検討する。

2 産学官連携による技術・市場の発展

バイオコークス製造企業、県内関係企業、コークスを扱う商社、研究機関、行政が連携し、安定供給体制の構築、市場調査、コスト比較、利用拡大に向けた働きかけを行い、バイオコークスの市場の発展、確立を推進する。

3 研究成果の発信

本研究会の構成員によるバイオコークス活用に係る調査結果、実証実験結果及び使用実績等を積み上げ、研究成果として集約・公表する。

第4 構成及び運営

1 本研究会の構成員は、別添のとおりとする。

2 本研究会は、必要に応じて、構成員又はオブザーバーを追加することができる。

3 本研究会は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 その他、本研究会の運営に関し必要な事項は、研究会にて決定することとする。

第5 守秘義務

本研究会の構成員、オブザーバー及び第4に掲げる関係者は、本研究会において知り得た秘匿情報を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。本研究会を退いた後も同様とする。

第6 研究会の公開等

本研究会は、原則公開とするが、第5に掲げる秘匿情報に関する議事及び資料等については非公開とする。

第7 その他

本研究会の庶務は、岐阜県総合企画部未来創成局未来創成課において行うものとする。

附則

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

(別添)

岐阜県バイオコークス普及推進研究会 構成員

- ・ ALTERNATIVE ENERGY JAPAN 株式会社
- ・ JFE 商事株式会社
- ・ 株式会社マツバラ
- ・ 株式会社岡本
- ・ 株式会社栗本鐵工所
- ・ 近畿大学バイオコークス研究所長（兼 国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部客員教授） 井田民男教授
- ・ 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学工学部 小林信介教授
- ・ 高山市
- ・ 飛騨市
- ・ 下呂市
- ・ 白川村
- ・ 岐阜県総合企画部未来創成局